

VI 漁業指導用通信業務

海上における漁船漁業の安全確保と漁業指導監督に関する無線通信業務を行うため、昭和4年2月18日、釜石市只越町の岩手県水産試験場に県営漁業用無線局を開設し、以来、平成6年には釜石無線漁業協同組合に全面業務委託を行いながら漁船漁業者等の安全操業に務めている。

1 沿革

昭和4年2月	釜石市只越町の水産試験場に漁業用無線局を開設し県業務として運用開始
昭和14年6月	釜石市新浜町に水産試験場が移転新築したことに伴い無線局を移転
昭和25年12月	同年5月2日の電波法制定により、岩手県（漁業指導用海岸局）と釜石鯉鰯漁業協同組合（漁業用海岸局）が免許人となる二重免許の業務運用開始
昭和30年11月	釜石無線漁業協同組合が発足（釜石鯉鰯漁業協同組合の無線部門が独立）
昭和31年6月	釜石無線漁業協同組合が釜石市大平町に無線局を新設移転。県業務も移設
昭和57年4月	県業務の一部を釜石無線漁業協同組合に委託
昭和61年12月	20日、尾崎送受信所開設（27MHz/1W局）
平成6年4月	県業務の全部を釜石無線漁業協同組合に委託
平成7年5月	25日、北山崎送受信所開設（27MHz/1W局・防災行政無線利用） 開局3日後、種子島沖の漁船からの遭難信号受信、無事救助
平成8年12月	27MHz/1Wシンセサイザー化
平成11年2月	GMDSS（Global Maritime Distress & Safety System 海上における遭難及び安全に関する世界的制度）完全実施、モールス信号SOSは終了
平成11年9月	漁業気象連絡室（漁業無線気象通報業務取扱）設置、運用開始
平成13年7月	27MHz/1W局、全周波数54波指定
平成17年7月	9日、五島列島の漁船からの27MHz遭難信号受信、無事救助
平成17年8月	サンマ漁海況情報放送開始
平成19年2月	無線電話J3E 1,725kHz指定
平成19年6月	3日、北大東島沖の漁船からの27MHz遭難信号受信、無事救助
平成19年6月	総務省東北総合通信局による沿岸漁業無線27メガネットワーク検討会開催
平成19年8月	中短波電信空中線電力指定変更（A1A500Wを250W）
平成22年6月	波ラジ27携帯サイト開設（沖合波浪計情報等： http://jft27.blog.fc2.com/ ）
平成23年3月	11日、東日本大震災（非常通信による災害情報伝達、無線局避難所）
平成24年3月	23日、27MHz/1W、A2D指定（データ通信用）
平成28年3月	7日、尾崎送受信所指定変更（27MHz/5W局、A2D）、 大槌送受信所開局（27MHz/5W局、A2D）（釜石・大槌統合海岸局整備事業）
平成28年5月	19日、漁業無線気象通報業務、新システム（インターネット防災情報提供）へ移行
平成28年12月	尾崎送受信所デジタル放送開始
平成29年5月	8日、尾崎半島山林大火災により尾崎送受信所被災、11月再開
平成31年3月	4日、北山崎送受信所設備更新、指定変更（27MHz/1W局、A2D） 13日、27MHzSSB/25W設備更新 18日、近隣諸国との緊張した事案を自動で漁船に迅速に情報発信するシステム（漁業安全情報伝達迅速化事業）完成

2 令和元年度通信業務概要

(1) 定時通信業務

県漁業指導調査船、県漁業取締船、県立高校実習船との調査、観測、航路情報等の概要に関する定期情報発信

- ア 岩手丸 海洋観測、漁場、魚礁、魚類分布等の漁業指導調査情報、その他
(魚類：イカ、赤イカ、サンマ、マイワシ、イサダ、秋サケ等)
- イ 北上丸 海洋観測、漁場、魚礁、魚類分布等の漁業指導調査情報、その他
(魚類：イカ、赤イカ、イカナゴ、ヒラメ、カレイ、ケガニ、秋サケ等)
- ウ はやちね 漁業取締パトロール情報
- エ 岩鷲 漁業取締パトロール情報
- オ りあす丸 鮪延縄漁業実習調査情報（ジョンストン島、ハワイ島周辺情報）
- カ 海翔 漁業実習調査情報

(2) 周知放送業務

主に本県所属漁船及び本県沿岸海域40マイル内における漁船等船舶に対する航行警報、海上気象情報、漁業海況情報等を24時間体制で周知し漁船等船舶の安全航行に務めているとともに、小型漁船については、27MHzで北山崎局(1W)と尾崎局(5W)で同時放送し、必要に応じて県内の8海岸局を通じて周知している。

- ア 航行警報 日本周辺及び外国水域での射撃訓練情報、危険漂流物等に関する情報、灯台及び測位システムの運用状況に関する安全管理情報
- イ 気象情報 海上気象予報、警報、注意報、及び台風、地震津波情報
(平成11年9月16日 盛岡気象台長と水産技術センター所長との協定)
- ウ 漁業情報 水産技術センター発表の漁況、海況、市況、及び指導調査船、実習船による漁海況、魚類分布、操業状況及び漁場管理等に関する情報
 - * 漁海況・海上気象情報提供ブログ（波ラジ27：<http://jft27.blog.fc2.com/>）
 - 指導調査船情報（岩手丸・北上丸）、GPS波浪計情報（国土交通省提供）
 - 実習船動静情報（りあす丸・海翔）等を24時間提供
 - * 岩手日報に掲載：調査船・実習船動静
- エ 「毎月1日は海難防止の日」の広報（毎月1日）



(3) 海難、医療等緊急通信業務

主に本県所属漁船及び本県沿岸海域40マイル内における漁船等船舶に発生した海難救助要請通信、緊急医療要請通信の24時間体制による受信に務め、GMDSSの適正な実施運用に務めているほか、海上保安部、警察、医療機関等と連携協力して漁船等船舶の安全確保に務めている。

* 令和元年度に取り扱った主な海難、医療等緊急通信業務は次のとおり。

- ア 海難通信（海難、捜索救助等に関するGMDSS通信（漁船1日3回以上の定時連絡））
衛星系通信と無線系通信による通信手段を利用し、沿岸や沖合漁船の海難事故等に対応した。
平成30年3月8日、海上保安庁と（一社）全国漁業無線協会との間で、「海上における情報の収集及び提供に関する連携強化に係る申し合わせ」を締結。
平成31年3月18日、水産庁漁業安全情報伝達迅速化事業システム稼働。
(海上保安庁、水産庁、全国漁業無線協会からの海上安全情報（ミサイル発射含む）の入手)

年 月 日	概 要
令和元年 7月 16日	インド洋にて第8明神丸火災、第88清福丸全員救助
令和元年 8月 24日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動（対象船なし）

令和元年 10 月 2 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)
令和元年 10 月 31 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)
令和元年 11 月 28 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)
令和 2 年 3 月 9 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)
令和 2 年 3 月 21 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)
令和 2 年 3 月 29 日	北朝鮮ミサイル発射に係る迅速化事業システム作動 (対象船なし)

イ 医療通信 (医療要請船舶と医療機関等とのバックアップ 交信)

無線により医師から医療助言を受けるシステムであり、漁船は掖済会病院 (主に宮城利府掖済会病院) と衛星系通信や海岸局経由の無線医療電報にて連絡。

ウ 非常通信 (県内漁船に対する主な地震津波情報、不審船情報等の関係情報交信)

年 月 日	概 要
令和元年 8 月 4 日	福島県沖地震情報 (緊急地震速報、岩手県震度 3)
令和 2 年 3 月 19 日	東北地区 (短波局) 沖合通信確保に関する申し合わせ締結 (新型コロナウイルス関係)

(4) 機器整備点検業務

- * 令和元年度北山崎局、尾崎局、釜石局の電波法第 73 条第 1 項の規定による無線局の定期点検実施
- * 令和元年 4 月 尾崎局点検整備
- * 令和元年 5 月 北山崎局定期点検整備
- * 令和元年 10 月 北山崎局定期点検整備、尾崎局点検整備
- * 令和元年 11 月 尾崎局点検整備
- * 令和元年 12 月 尾崎局点検整備

3 令和元年度 釜石無線局の通信業務取扱実績 (平成 31. 4. 1 ~ 令和 2. 3. 31)

区分 送受信別		大型船 (短波・中短波) 注 2			小型船 (超短波 27 MHz1W) 注 1				公衆 通信
		県指導用 通信	GMDSS	漁業通信	県指導用通信		漁業通信		
			定時連絡		北山崎	尾崎	尾崎	大槌	
受 信	交信通数 (通)	935	3,302	3,884	109	389	1,108	126	23
	交信時間 (分)	1,527	11,904	5,939	133	492	1,001	126	6
発 信	交信通数 (通)	5,847	—	93	43,916	0	46,126	43,839	35
	交信時間 (分)	13,502	—	5,820	28,931	287	30,781	29,029	15
合 計	交信通数 (通)	6,782	3,302	3,977	44,025	389	47,234	43,965	58
	交信時間 (分)	15,029	11,904	11,759	29,064	779	31,782	29,155	21
交信隻数 (複数)		641	874	3,841	81	266	1,086	125	15

注 1 北山崎局、尾崎局、大槌局は同時放送 (同時発信) である。

2 GMDSS 申し合わせ通信 : 平成 7 年 1 月 31 日以前に建造された漁船に対し「操業の安全のための通信に関する申し合わせ事項」により義務付けられた 1 日 3 回以上の漁業無線局との通信。